

せたがやPay加盟店規約を下記のとおり改正する。

せたがやPay加盟店規約新旧対照表

新	旧
<p>(換金手数料及び振込手数料等)</p> <p>第13条 本サービスにおける加盟店の代金等の決済に関して加盟店が本会に支払うべき手数料(以下「換金手数料」といいます。)の額は、<u>共通商品券規約第13条に定められた額又は算定方法により計算される額を上限として、別途規程により定めるものとする。本会は、この規程について加盟店に対し、書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により事前に示すものとし、換金額を加盟店が指定する口座に振り込む際に換金額から差し引くことにより、加盟店から本会に支払われたものとします。</u></p> <p>2. 加盟店は、本会からせたがやPayによる代金等の決済額を加盟店が指定した口座に振込む際に生じる当該口座の金融機関が定める振込手数料が<u>生じる場合はこれを負担するものとします。この場合の振込手数料の支払については前項と同様の取扱いとします。</u></p> <p>3. 本会は、経済情勢、社会情勢の変化、加盟店の信用状態の変動その他の事情を勘案して換金手数料を改定することができるものとします。この場合、改定日の2ヶ月前までにその内容を通知又は公表するものとします。</p> <p>4. (削除)</p>	<p>(換金手数料及び振込手数料等)</p> <p>第13条 本サービスにおける加盟店の代金等の決済に関して加盟店が本会に支払うべき手数料(以下「換金手数料」といいます。)の額は、別途加盟店契約の申込に先立って本会から書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により示される世田谷区商店街振興組合連合会商品券規約第13条の2第3項に定めた額又は算定方法により計算される額とし、加盟店は、同商品券規約第13条の2第2項に定めた方法によって支払うものとします。</p> <p>2. 加盟店は、本会からせたがやPayによる代金等の決済額を加盟店が指定した口座に振込む際に生じる当該口座の金融機関が定める振込手数料を負担するものとします。</p> <p>3. 本会は、経済情勢、社会情勢の変化、加盟店の信用状態の変動その他の事情を勘案して換金手数料を改定することができるものとします。この場合、改定日の2ヶ月前までにその内容を通知又は公表するものとします。</p> <p>4. 加盟店が本サービスにかかる情報配信サービスを利用する場合、当該加盟店は、別途加盟店契約の申込に先立って本会から書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により示される額又は算定方法による加盟店サービス利用基本料金を支払うものとします。</p>

新	旧
<p>【説明】</p> <p>1 デジタル地域通貨であるせたがやPayについては、令和3年2月20日より事業を開始し2年間を経過したところであるが、利用者及び加盟店舗ともに一定程度の数となる状況となっている。今後、地域通貨としての定着を目指すためには、せたがやPayを活用した取組みをさらに進めることにより、地域住民と加盟店舗の間の絆をさらに強めるとともに、運営基盤の強化を図ることが必要である。</p> <p>2 これまで加盟店におけるせたがやPay加盟店において決済された売上金の換金手数料については、大型店を3%とすることを除き、中小個店については全店舗無料としてきたが、今後は、事業の運営基盤を強化する観点から見直す必要がある。</p> <p>3 見直しにあたっては、地域の経済状況、業態による経営状況、他の決済手段の状況及びせたがやPayの利用状況等を踏まえるとともに、加盟店に過度の負担とならないこと及び地域のコミュニティの核となる「商店街等」の組織強化の観点に立つ必要がある。</p> <p>4 経済状況の変化に対して機動的に対応できるように、世田谷区商店街振興組合連合会理事会において「せたがやPay加盟店換金手数料規程」を別途定めることとする。</p> <p>5 振込手数料については、これまでどおり、手数料無料にご協力いただいている金融機関との連携を継続しながら、その他の金融機関を振込先口座としている場合には換金額から振込手数料を差引いている現状を踏まえ規定の整理を行う。</p> <p>6 情報配信サービスの利用については、通常システム運営のなかで配信ができること及びインターネット環境がない加盟店もあることから、利用基本料金の条項は削除する。</p> <p>7 せたがやPay加盟店(大型店を除く)の入会金及び会費については、当分の間、規定しないこととする。</p> <p>(注)「商店街等」 本会加盟の商店街振興組合及び世田谷区商店街連合会加盟の商店会若しくは商業協同組合</p>	

※下線箇所が改正箇所となります。

新	旧
<p>附 則 この規約は、令和2年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年7月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年5月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規約は、令和2年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年7月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年7月1日から施行する。</p>
<p>【説明】 附則に施行日を記載する。</p>	